

食品衛生や品質管理、HACCP に関してお困りの事業者様に 『相談窓口』を開設しています。お気軽にご相談ください。

食品衛生 相談窓口のご案内

R8年度島根県しまねブランド推進課委託事業 「衛生管理力向上伴走支援事業」

令和3年6月から、原則すべての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが義務となっています。始めてみたけどこれでよいのか自信がない、何から手をつけていいかわからない、など、お困りの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

HACCP以外にも、食品衛生に関わる様々な不安やお悩み解決をお手伝いするため、相談窓口を設けております。



島根県衛生管理アドバイザーが相談に応じます！

対応できる相談内容

食品衛生、品質管理、HACCP 制度化への取り組み
第三者認証 HACCP 導入に関する相談 など

対象者

島根県内の食品製造事業および食品加工事業者

相談方法

- ☎お電話でのご相談 0852-24-0207
- ✉メールでのご相談 syokuhin@kanhokou.or.jp
- 🗣️アドバイザーとの対面によるご相談も受け付けています

相談は**無料**です。

お気軽にお問い合わせ
ください。



相談によっては、回答に時間を要する場合がございます。**ご相談される際には余裕をもってご相談ください。**
なお、アドバイザーとの対面による相談は予約制です。希望の方は事前にお電話等でご予約ください。

公益財団法人

島根県環境保健公社

環境事業部 環境事業推進課

〒690-0012

島根県松江市古志原一丁目4番6号

TEL: 0852-24-0207

FAX: 0852-55-4525

※ 相談をご利用された事業者の方に、事業目的に関連した聞き取りを実施する場合がございます。予めご了承ください。